

# 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

こども青少年・教育委員会  
令和3年6月1日  
教育委員会事務局

## 1 これまでの対応の経緯（令和2年2月～現在）

- 令和2年
- 2月28日（金） 政府が前日（2月27日）に全国一斉臨時休業を要請する方針を示したことを受け、文部科学省より、すべての学校において、春季休業までの間、臨時休業を行うよう要請があり、市立学校に対して、3月3日から13日までの期間、一斉臨時休業とする通知を发出（その後、3月9日に、3月14日から24日まで休業延長を決定）。
  - 4月3日（木） 4月1日に、東京都が感染拡大警戒地域に指定されたことを受け、市立学校に対して、教育活動再開を延期する（4月8日から20日まで臨時休業）通知を发出。
  - 6日、7日 入学式、始業式を実施。
  - 7日（火） 国から「緊急事態宣言」が発令される。翌8日には、市立学校に対して、臨時休業の延長（4月21日から5月6日まで）を通知。
  - 5月4日（月） 国が「緊急事態宣言」の5月末までの延長を決定する。
  - 5日（火） 「緊急事態宣言」の延長決定に基づき、市立学校に対して、臨時休業の延長（5月7日から30日まで）を通知。
  - 25日（月） 神奈川県を含めて、全国で「緊急事態宣言」が解除される。
  - 26日（火） 市立学校に対して、6月1日からの段階的な学校教育活動再開について通知し、同日、「教育活動の再開に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」）を发出。分散登校や時差通学等により、段階的に学校教育活動を再開（第一期）。
  - 6月1日（月） 通常学級での授業開始。中学校において昼食を開始。（第二期）
  - 6月15日（月） 小学校において給食提供を開始。部活動の段階的な活動を開始。（第三期）
  - 7月1日（水） 中学校部活動において対外試合等の実施可。学校開放事業の開始。
  - 8月1日（土） 夏季休業開始（～8月16日（日）まで）。
  - 8月3日（月）
- 令和3年
- 1月7日（木） 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、2月7日までを期限として、神奈川県を含む1都3県を対象区域に发出される。
  - 8日（金） 国から、「緊急事態宣言」を踏まえた学校における対応に関する留意事項について通知が发出されたことを受けて、市立学校に対して、宣言期間中における教育活動に関する通知を发出。
  - 2月2日（火） 政府が、神奈川県を含む10都府県を対象に、「緊急事態宣言」の1か月間の延長を決定する。
  - 4日（木） 市立学校に対して、緊急事態宣言期間延長に伴う教育活動に関する通知を发出。
  - 3月5日（金） 神奈川県を含む1都3県への「緊急事態宣言」の2週間延長が決定される。市立学校に対して、緊急事態宣言期間再延長に伴う教育活動に関する通知を发出。
  - 3月19日（金） 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の解除に先立ち、ガイドラインを改訂する。
  - 21日（日） 神奈川県を含む1都3県に対して延長されていた「緊急事態宣言」が解除される。
  - 25日（木） 市立学校において、令和2年度卒業式の実施を終える（3/2から順次実施）。
  - 4月20日（火） 神奈川県が、5月11日までを期限として、まん延防止等重点措置適用区域に指定される。市立学校に対して、重点措置適用期間中の教育活動について通知。
  - 5月7日（金） 国が神奈川県への重点措置適用の5月31日までの延長を決定する。
  - 5月28日（金） 国が神奈川県への重点措置適用の6月20日までの再延長を決定する。

## 2 令和2年度の市立学校の主な対応

- (1) 健康状態の把握と感染予防
- 児童生徒は、各家庭の協力を得て、健康観察票により、毎朝、検温、健康チェックを行いました。教職員については、出勤前の健康チェックのほか、意識して3密を避けるなど、日常的に感染予防に取り組みました。また、児童生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染症と診断されたり（濃厚接触者と判断された場合を含む）、発熱や風邪症状で受診した場合、家族が感染した場合などは、速やかに各学校に指示し、関係部署と情報を共有して対応しました。
- また、一斉臨時休業中は特に、職場での感染拡大を防ぐため、職員同士の接触を極力避ける仕組みとして教職員の自宅勤務や時差出勤を実施しました。
- (2) 児童生徒の居場所の確保
- 一斉臨時休業中の取組として、保護者の就業等、家庭での対応が困難な場合について、小学校1年生から3年生、個別支援学級及び特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に、各学校において緊急受入れにより、居場所の確保に努めました。
- また、児童の健康保持、運動機会確保の必要性に鑑み、小学校において校庭開放を実施しました。
- (3) 学習への対応（学びの保障）
- 一斉臨時休業中、各学校では、休業期間中の児童生徒の学習を保障するために、教科書を活用した課題や学習プリントの提示等、家庭学習を課しました。
- また、教員と市教委の指導主事が連携を図り、小、中学校及び高等学校の教科書の内容を基にした学習動画を約2,250本作成し、令和2年4月及び5月に、インターネット配信を行いました。あわせて小・中学校の学習動画については、tvk（テレビ神奈川）でも放送しました。
- (4) 学校行事を含む年間指導計画の見直し
- 感染拡大防止の観点から、令和2年8月末までの学校行事は、原則として、延期、中止、内容の変更等の対応を行いました。一斉臨時休業により、授業時数の確保が必要となったことから、年間指導計画の大幅な見直しを行うこととなりました。
- 特に、修学旅行はあらゆる状況を想定した実施方法の検討を行っていましたが、緊急事態宣言が多くの都道府県を対象に、長期にわたって発令されたこと等により、多くの学校で内容の変更や中止を余儀なくされました。

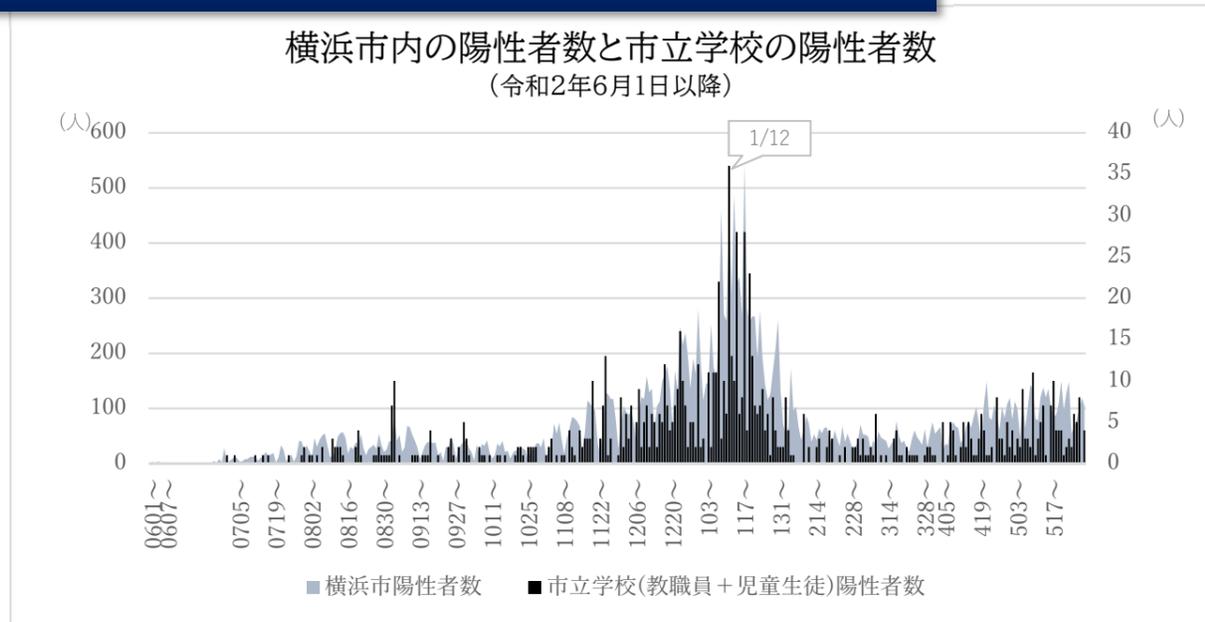
【参考】小、中学校における令和2年度修学旅行実施状況

	年度当初の 予定どおり実施	「宿泊」で実施 (日程や行先の変更あり)	中 止	日帰りで実施 (日程や行先の変更あり)
小学校(341校)	17校(5.0%)	133校(39.0%)	53校(15.5%)	138校(40.5%)
中学校(147校)	5校(3.4%)	21校(14.3%)	99校(67.3%)	22校(15.0%)

また、卒業式の実施に際して、令和元年度は保護者等の参加を御遠慮いただきましたが、2年度は臨時休校期間ではなかったため、時間の短縮や、在校生、保護者及び来賓の参列方法の検討、呼び掛けを控える等の式典のスリム化など、児童生徒数や学校施設等の実情に合わせて、感染拡大防止措置を十分に講じたうえで実施しました。

保護者等の参列については、各家庭から1名が適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を行ったり、写真撮影用の立て看板を多く設置するなどの工夫に取り組みました。

### 3 市立学校の感染状況等（令和2年6月以降、令和3年5月30日まで）



令和2年6月の学校再開以降、令和3年5月30日現在の教職員の感染者はこれまでに132人でした。また、児童生徒については814人でした。感染者が確認された学校数は363校です。なお、児童生徒の感染者はいずれも無症状または軽症です。また、これまでに令和2年9月に市立小学校1校、同年11月に市立中学校1校、同年12月に市立中学校2校においてクラスターが発生しており、休校となっています。

### 4 まん延防止等重点措置の適用を受けた教育活動

感染リスクを最小限に抑えつつ、子どもの学びを保障するために、国や県のガイドライン、保健所の意見を踏まえ、「横浜市内立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」を策定しており、まん延防止等重点措置適用期間中の現在においても、同ガイドラインの内容に基づきながら、慎重に教育活動を継続しています。

#### (1) 学校における感染症対策

児童生徒及び教職員は、「健康観察」「密閉、密集、密接の状態をできる限り避ける」「マスクの着用」「石鹸での手洗い」「消毒」「換気の実施」などに取り組み、感染症対策を行っています。国内では、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されていることから、例えば、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことを徹底したり、屋外においても十分な感染症対策を講じたりするなど、学校における感染症対策を一層徹底することとしています。

#### (2) 学校行事

学校では、行事の目標や必要性を確認して年間指導計画等の諸計画を見直すとともに、感染症対策を講じながら、児童生徒や学校の実態に応じて創意工夫します。また、行事の実施に当たっては、内容の変更や実施方法の工夫等について、児童生徒、保護者に適切に周知しています。

なお、飲食を伴う場合は、校内の給食・昼食実施時と同様、向かい合わせにせず同じ方向を向き、マスクを外す時間をなるべく短くして、会話を控えて静かに食べるなどの配慮を行います。

#### ア 運動会・体育祭等

運動会・体育祭等を実施する場合には、ガイドラインにて記載している体育授業時における留意事項に配慮しながら、各学校では、内容を精選し、例えば半日程度の実施とするなど、行事全体の時間を短縮したり、保護者や来賓等の参観を制限したりするなど、実態に応じた開催方法を検討します。

#### イ 遠足（旅行）・集団宿泊的行事

重点措置期間中の修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止としています。また、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止としています。

#### (3) 部活動（主に中学校における部活動）

活動時は極力、マスクを着用して活動することとして、活動内容により感染予防が困難な場合は、活動自体を見合わせるなど対応しています。併せて、活動前後の着替えや休憩時の飲食についても、感染リスクが高まることから、予防措置の徹底を行います。

活動は土日を含めて週4日以内として、平日は2時間、休日は3時間以内の活動としています。対外試合や合同練習等の学校外での活動については、原則として、市内での活動としており、市外での活動は、公式試合・大会等であり、実施に際して感染症対策が十分に講じられていること等を事前に確認したうえで参加します。

### 5 今後の対応

感染者が確認されたこと等により、臨時休校が行われた場合に備え、以下について準備を進めています。

#### (1) 学習動画（ロイロノート・スクール）の作成

1年間を通して学習動画とプリント等をセットにした学習動画パッケージをロイロノート・スクールで活用できるよう、令和2年秋・冬に作成した360本に加えて、春から夏の単元の学習動画を5月末までに約330本作成し、小、中学校の全学年・全教科等で活用可能なコンテンツを整えました。

#### (2) 一人一台端末の基本的操作の修得推進

臨時休校になり、一人一台端末を家庭に持ち帰ることを想定して、一日も早く児童生徒が自分自身で端末等を操作できるよう、各学校で基本的操作の修得を進めています。学校では、タブレット等の機器やクラウドサービスを利用する際のルール確認、ロイロノート・スクール（またはGoogle Workspace for Education）のログイン操作、学習課題の送受信を行うなどの操作修得に取り組みます。

#### (3) オンライン健康観察の試行

臨時休校時の家庭と学校間の連絡手段の確保や、児童生徒の健康状況を把握することを目的として、各家庭のインターネット接続状況の把握と合わせて、オンライン健康観察の試行に取り組みます。

また、ネットワーク接続ができない家庭の状況把握に努め、今後の支援につなげていきます。

引き続き、児童生徒の健康と安全を最優先として、国、県の動向を注視しつつ、市中の感染動向等にも配慮しながら、慎重に教育活動を継続してまいります。